

様式第2号（第5条関係）

平成28年 / 月 / 日

出張報告書

栗山町議会議長 鶴川和彦様

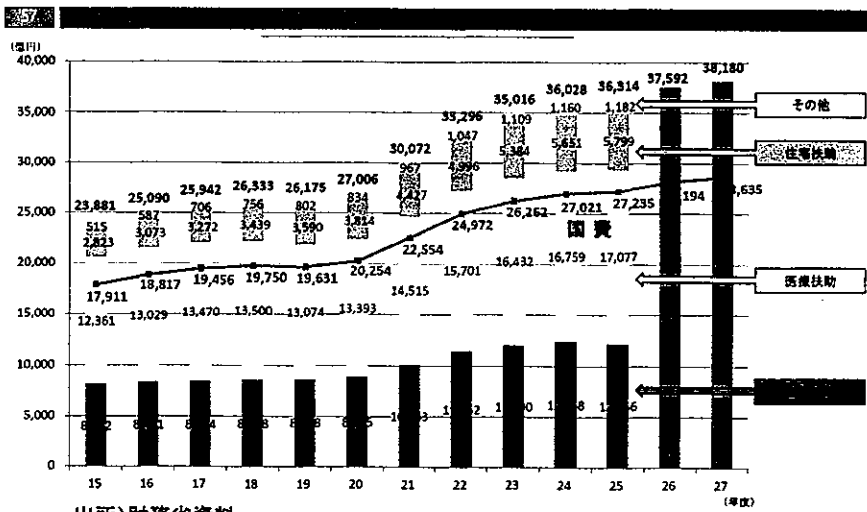
栗山町議会議員 三田源幸 

このたび、下記のとおり出張いたしましたので報告します。

記

- 1 期 日 平成27年11月12日 ～ 平成27年11月14日まで
- 2 旅 行 先 ・東京都中央区（アトビジネスセンター東京駅八重洲通り）
・東京都調布市
- 3 目 的 ・財政問題特別講座（地方議員研究会）
・市民会議員活動について
- 4 関係書類 別紙のとおり



日 時	平成27年 11月 12日 14:00 ~ 16:30
視 察 先	財政問題特別講座
調査事項	①自治体財政をめぐる課題
対 応 者	北海道議員研究会 講師 森 裕之 (立命館大学教授)
1. 視察目的 2. 視察内容 ①背景 ②特徴 3. 主な質疑 4. 考 察 (感想、政策提言、課題など)	①生活保護の状況 ・被保護世帯数の増加。 ・高齢者世帯の比重の大きさ。 ・医療扶助の高さ(給付予算額の約半分が医療扶助) ・貧困化による生活保護の増加。 ・都庁部での保護率の高さ。 (平成27年 被保護人員は約217万人で、国民の約58人に1人が受給) 生活保護費の推移  出所)財務省資料。
ケースワーカーの最低数は都道府県では65世帯に1人、市町村では80世帯に1人であるが、保護率の高い自治体ほどケースワーカーの充足率が低い傾向がある。全国での充足率は88.8%、保護率は1.64%。 北海道では充足率は92.9%、保護率は3.09%である	

さらに大阪府では 利用率 69.2% 保護率 3.39%

島根県では 利用率 130.0% 保護率 0.85%

近年の不正受給の状況

70

(1) 不正受給件数、金額等の推移

年 度	不正受給 件 数	金 額	1件当たり の 金 額	告 発 等
	件	千円	千円	件
19	15,979	9,182,994	575	12
20	18,623	10,617,982	570	26
21	19,726	10,214,704	518	23
22	25,355	12,874,256	508	52
23	(※1) 35,568	(※2) 17,312,999	487	60

(※1) 全生活保護受給世帯数に占める不正受給世帯の割合は2.4%(平成23年度)
(※2) 保護費総額に占める不正受給額の割合は0.5%(平成23年度)

(注) 生活保護法施行事務監査の実施結果報告を基に集計したもの。

(2) 不正受給の内容

内 容	平成23年度	
	実数	構成比
	件	%
保護収入の無申告	16,038	45.1
保護収入の過小申告	3,403	9.6
各種年金等の無申告	8,821	24.8
保険金等の無申告	1,325	3.7
預貯金等の無申告	688	1.9
交通事故に係る収入の無申告	527	1.5
その他	4,766	13.4
計	35,568	100.0

(注) 生活保護法施行事務監査の実施結果報告を基に集計したもの。

出所)厚生労働省資料。

・自治体による特徴的な取り組み

・小野市福祉給付制度適正化条例(2018年)

不正な手段による扶助費等の受け取りと、パチンコ、公営ギャンブル等による生活費の費消の禁止

・大阪市プライベートカード事業(2015年)

生活保護受給者に対してプライベートカードを貸与し、生活保護費の一部(月額3万円)を完全に受給者自身による利用に切り替え、大阪市によるカード会社への支出状況照会と受給者指導の実施

・生活保護制度の改革の主張

・社会保障全般のあり方を含めた

生活保護制度の抜本的改革

・生活保護の適正化に向けて必要な生活保護法の改正等、制度の再構築

・生活保護は 最小限な国の責任において実施すべきであり、その経費は全額 国が負担すること。

日 時	平成 27 年 11 月 13 日 10:00 ~ 12:30
視 察 先	財政問題 特別 講座
調査事項	② 地方財政制度と基本的な仕組み解説
対 応 者	地方議員研究会 講師 森 裕之 (立命館大学教授)
1. 視察目的	・自治体は「予算」を重視する
2. 視察内容	・自治体は民主主義(市民による合意形成)に基づいて、
①背景	公共資源の最適配分を行うことを行動原理にしている
②特徴	・民間企業は「決算」を重視する(利潤の最大化を行動原理にしている)
3. 主な質疑	・予算は財政民主主義の根幹に位置する制度である
4. 考 察	・決算は会計管理者が議会に提出し、議会が審議 認定する
(感想、政策提言、課題など)	予算は「計画」、決算は「結果」であるが、近年盛んに行われた行政評価との関係では、従来の予算・決算の「結果」から「成果」を重視する傾向が強くなっている。
	・収入や財源については、一般財源と特定財源、 自主財源と依存財源などの解説を受ける。
	・地方消費税(消費税率の1.7%、全国一律)
	国が地方消費税を徴収し、販売額、人口、従業者数により 都道府県間で清算。その2分の1を人口と従業者数に応じて按分。
	問題点~地方税でおこなう、自治体の課税自主権が 乏しい(ある地域で課税標準や税率を 変更すれば、流通過程が歪められて複雑となり 精算が困難)。各地域における受益と 負担の関係が明かしくい。

引上げ後の消費税率の国・地方の配分等

	現行	平成26年4月1日～	平成27年 ～9月	平成27年 10月～	平成28年4月1日～
消費税(A)+ 地方消費税(B)	5%	8%			10%
消費税(A)	4%	6.3%			7.8%
うち交付税分 (α)	1.18% (法定率29.5%)	1.40% (法定率22.3%)	1.47% (法定率20.8%)		1.52% (法定率19.5%)
地方消費税(B)	1% 〔消費税額の 100分の25〕	1.7% 〔消費税額の 63分の17〕			2.2% 〔消費税額の 78分の22〕
地方分合計 (α)+(B)	2.18%	3.10%			3.72%

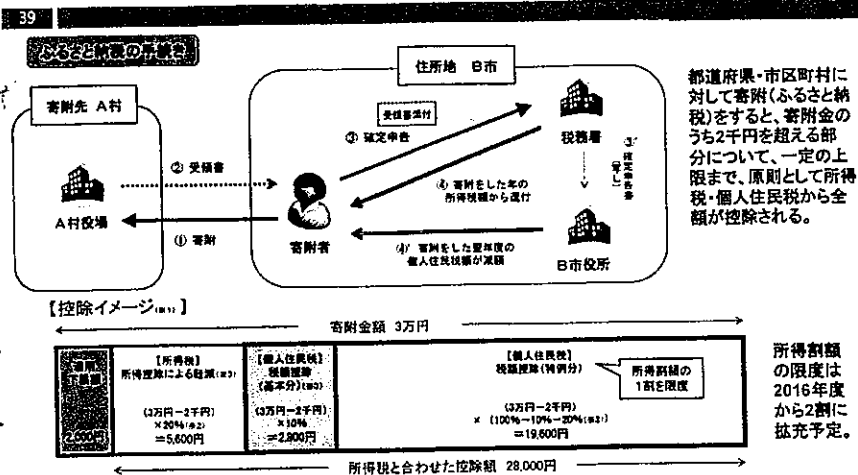
※消費税再引き上げは平成29(2017)年4月に延期に確定。

・消費税と社会保障・税一体改革

・社会保障・税一体改革による消費税引き上げの増収分および現行の国消費税は、すべて社会保障財源に充当される。

・消費税率が「税制抜本改革法」に則て5%に引き上げられた際には「社会保障の安定化」に4%程度、「社会保障の充実」に1%程度が振り分けられる。

「ふるさと納税」



「ふるさと納税」を自治体の中には産業振興政策としてしているところが多い。

・商用者数(106,446人) 寄附金額(130億1,128万円) 2013年度

※その他、財政の基本的な仕組みを解説にいたしました。
 今後の予算・決算などに生かしていただきたいと思っております。

日 時	平成 27 年 11 月 13 日 14:00 ~ 16:30
視 察 先	財政問題特別講座
調査事項	③ 財政指標と自治体財政の課題
対 応 者	地方議員研究会 講師 森 裕文 (立命館大学教授)
1. 視察目的 2. 視察内容 ①背景 ②特徴 3. 主な質疑 4. 考 察 (感想、政策提言、課題など)	・各町の決算カードを渡す様 それぞれの項目とカードの数字を見て説明を受ける。 ・財政力指数 = 基準財政収入額 ÷ 基準財政需要額 (基準財政需要額は自治体の規模等によって決まるため) 財政力指数は税収力の大きさを表わし、単年度の指数が1.0以上の自治体は普通交付税が交付されない) 栗山は0.28 ・経常収支比率 = 経常経費 ÷ 経常一般財源等 × 100 (義務的性格の強い経常的経費に地方税、地方交付税等の経常一般財源収入がどのように使われているかの指標) 栗山は84.8% ・財政健全化法と各種指標 健全段階 ○指標の整備と情報開示の徹底 フロー指標: 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率 ストック指標: 将来負担比率 = 公債、三セク等を含めた実質的負債による指標 →監査委員の審査に付し議会に報告し公表 財政の早期健全化 ○自主的な改善努力による財政健全化 ・財政健全化計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け ・実施状況を毎年度議会に報告し公表 ・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告 財政の再生 ○国等の関与による確実な再生 ・財政再生計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる 【国庫補助】 ・只後援事業等を除き、地方債の起債を制限 【国庫交付】 ・収支不足額を繰り越えるため、償還年限が計画期以内である地方債(再生債)の起債可 ・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告 公営企業の経営の健全化 <旧制度の課題> ・分かりやすい財政情報の開示等が不十分 ・再生団体の基準しがなく、早期は正機能がない ・普通会計を中心とした収支の指標のみで、ストック(負債等)の財政状況に課題があっても対象とならない ・公営企業にも早期は正機能がない等の課題 地方財政再生促進特別措置法 ○赤字団体が申出により、財政再生計画を策定(総務大臣の同意が必要) ※赤字比率が5%以上の都道府県、20%以上の市町村は、法に基づく財政再建を行わなければ建設地方債を発行できない ○公営企業もこれに準じた再生制度(地方公営企業法)

○健全化判断比率

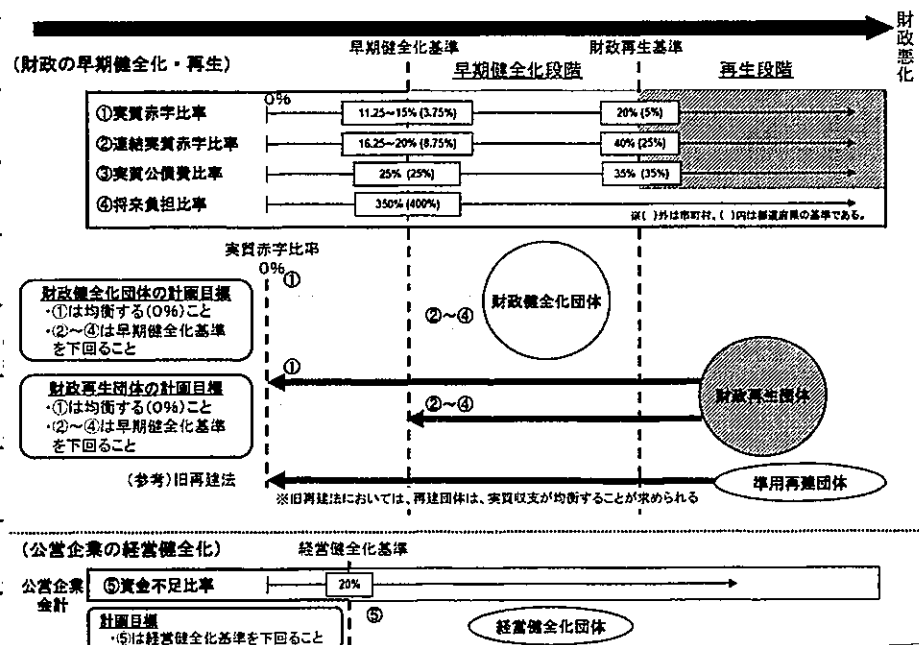
①実質赤字比率 (普通会計の実質赤字の標準財政規模に対する比率) 栗山は赤字ではないのでなし

②連結実質赤字比率 (全会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率) 栗山は赤字ではないのでなし

③実質公債費比率 (地方債元利償還金・準地方債元利償還金の標準財政規模に対する比率) 栗山は18.6%(H25)

④将来負担比率 (公営企業、出資法人等を含めた実質的負債の標準財政規模に対する比率) 栗山は93.7%(H25)

財政の早期健全化・財政の再生・公営企業の経営健全化のイメージ



○自治体財政健全化の課題としての今後の取り組み

- (ま5、ひと、しごと創生基本方針) ・地方自治体が主体的に取り組む民間の創発支援と応援、地方自治体間での連携、協働を後押しする
- ・人口減少問題では日本版CCMC(高齢者移住支援)、コンパクトシティの形成を推進する・ま5づくりと連動した産業戦略を確立する「新産業付加価値」を創設する
- ・生産性・効率性の高いま5づくりを目指し、生活密着型施設の統廃合を進める
- ・対流促進型国土を形成するための重層的かつ強靱な「コンパクト + ネットワーク」を目指す

日 時	平成27年 11月 14日 9:30 ~ 12:00
視 察 先	東京都 調布市 ・市民プラザあくるさ。 ・子ども支援センターすこやか
調査事項	・市民派 議員活動について ・子ども支援センターすこやか 視察
対 応 者	調布市議会議員 大河巳都子氏
1. 視察目的 2. 視察内容 ①背景 ②特徴 3. 主な質疑 4. 考 察 (感想、政策提 言、課題など)	・大河議員のプロフィール、議員になるプロセス、 議員活動の基本や内容、今後の活動について お話しをうかがった。 ・大河議員は1995年の統一地方選挙で初当選され、 2015年6期目の再選も果されいる。初めての選挙活動が 無党派で独自のスタイルで展開された。お金がかかる 事務所も借りず、スタッフは友人仲間たちで、料理教室や ピアノコンサート、フリーマーケットで資金を調達された。 「元気な市民とみとこ会」では仲間を増やし、広報紙を 発行され、年4回で現在は90号になっている。 又、2015年11月「女性を地方議会へin東北」では 私たちにできる選挙運動として 住民参加型選挙運動の ノウハウを冊子にまとめ次の女性議員のためによりかかっている。 ・2015年4月の栗山町議員選挙は無投票でした。 2011年の選挙では告示の1か月前まで定数には足りて おらず、決着は2名増の選挙戦になりましたが、その間、 議員定数を1名減や政務活動費の増額など議会改革を 行ってきた。しかし選挙戦にはなりませんでしたが、 様々な条件や要因があると思いますが、女性や若い人が 立候補できるように考えさせていたみたい。

2015年選挙運動費用の報告 大河巳渡子

項目	金額
人件費	0 全てボランティアのため
家賃費	0
通信費	39,187 電話レンタル代、通話料
交通費	0 選挙カーの借り上げ料やガソリン代は公費で負担され左記の支出には含まれていません。
印刷費	356,401 公選はがきと選挙ポスター印刷代(公費負担分を含む)
広告費	334,584 選挙カー用看板込
文具費	3,140 画紙、ラベル、インクカートリッジ代ほか
食糧費	77,140 選挙期間中の食事代など。
雑費	216 振込料、消費税
合計	810,668

選挙資金には、皆さんからの寄附等を充当しました。再利用・手作りの効果で経費節約ができました。

選挙運動の仕方が議員活動の原点

・大河議員の活動の基本

市民参加、情報公開、財政監視

「市民が主役のまちづくり」には政党も特定団体もいざなり、自分のまちのことは自分で決めたい。その一歩は役所の情報は市民のもの、判断できる材料の提供、そして参画の場、職員と市民の協働のまちづくりを提唱。

・調布市市民づらぐ「あくるす」視察

・市民活動支援センター

・男女共同参画推進センター

・産業労働支援センター

・調布市子ども家庭支援センター視察